

社会資本整備総合交付金交付申請等要領

平成 23 年 3 月 11 日 制 定
令和 2 年 3 月 31 日 最終改正

社会資本整備総合交付金の交付申請等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）、「国土交通省所管補助金等交付規則」（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「交付規則」という。）、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和 34 年 4 月 1 日付け建設省発会第 107 号建設事務次官通知。以下「工事設計書通知」という。）及び「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号国土交通事務次官通知）その他の特別の定めがあるもののほか、以下のとおり取り扱うこととする。

第 1 章 社会資本整備総合交付金の交付申請等

第 1 交付金の交付申請の手続

- 1 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号国土交通事務次官通知）別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第 9 に基づき行う社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）の交付申請は、国土交通大臣あての社会資本整備総合交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を原則添付し、これらを提出して行うものとする。
 - 一 交付金を充てて施行しようとする交付対象事業の概要を示す図面
 - 二 交付金を充てて施行しようとする交付対象事業に、交付金、一般財源及び地方債以外の財源を充てようとするときは、事業費財源表
- 2 交付申請書は、地方整備局長等（地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県及び指定市（以下「都道府県等」という。）以外の地方公共団体等が施行する事業等については、港湾関係の事業を除き、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 市町村（指定市を含む。）は、都道府県が一定の費用負担をすることを条件に交付金が交付される交付対象事業について交付申請をするときは、交付申請書に都道府県が当該費用負担に同意している旨を証する書類を添付するものとする。
- 4 地方整備局長等は、第 2 項本文の規定により提出を受けた交付申請書について、交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、社会資本整備総合交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）に提出を受けた交付申請書を添付し、これを

書」と、第1第4項中「第2項本文」とあるのは「第9第3項において準用する第1第2項本文」と、「社会資本整備総合交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付申請進達書」と読み替えるものとする。

5 前3項に規定する申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 一 指導監督交付金交付申請書 | 様式第20 |
| 二 社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付申請進達書 | 様式第21 |
| 三 社会資本整備総合交付金（指導監督交付金）交付決定変更申請書 | 様式第22 |

第5章 国庫債務負担行為の取扱い

第10 国庫債務負担行為を設定する場合の特例

- 1 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業について、第1第1項に規定する交付申請、第2第1項に規定する交付決定の変更申請又は第5第1項に規定する交付決定の取消申請を行うときは、設定された限度額及び年割額に沿って、当該要素事業に各年度の年割額の交付金を充当することが明らかになるよう、国土交通大臣あてに提出する申請書において、国庫債務負担行為を設定して行う要素事業を他の要素事業と区別して記載するとともに、備考欄に年割額を記載するものとする。
- 2 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業については、第2の規定にかかわらず、交付申請書に記載した各年度の年割額を変更することができない。
- 3 国庫債務負担行為を設定して行う要素事業について、国庫債務負担行為の設定期間の最終年度に限度額及び年割額に変更の必要が生じた場合は、速やかに国と協議し、交付決定の変更に係る所定の手続を行うものとする。

第6章 その他

第11 電磁的記録による提出

この要領の規定により提出することとされている申請書等（アクセスコードが記載される書面を除く。）については、社会資本整備総合交付金システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この要領に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

第12 雑則

- 1 交付決定単位は、社会資本総合整備計画ごとを基本に、交付要綱第4の交付対象たる地方公共団体等とする。
- 2 交付規則第3条に規定する申請書の提出時期は、地方公共団体等に対し、別に通知する。

事務連絡
令和2年5月8日

各地方公共団体担当者 殿

国土交通省 大臣官房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための在宅勤務等の増加に伴う社会資本整備総合交付金等に係る事務手続の簡略化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため在宅勤務等による業務の実施が増加している状況を鑑み、社会資本整備総合交付金等に係る事務手続については、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

記

- 1 社会資本整備総合交付金等の各種申請書類等（別紙に掲げる要領等により提出することとされている申請書類等をいう。以下同じ。）について、各地方公共団体の首長等の公印を押印の上、郵送いただいているところですが、当面の間、公印の押印がない書類の提出を可能とします。
- 2 社会資本整備総合交付金等の各種申請書類等の提出方法について、当面の間、郵送に代えて電子メールによるデータの送付を可能とします。なお、社会資本整備総合交付金システム（SCMS）を使用して提出することとされている書類については、従来通りシステムによる提出とします。
- 3 1又は2による手続の簡略化を行った場合は、後日改めて公印を押印した書類を郵送いただくよう、お願いします。なお、提出の期限等については別途お知らせいたします。

以上

(別紙)

- ・社会資本整備総合交付金交付申請等要領
- ・社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領
- ・社会資本整備総合交付金に係る計画等について
- ・社会資本整備総合交付金の計画別流用について
- ・沖縄振興公共投資交付金交付申請等要領（国土交通省）
- ・沖縄振興公共投資交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領
- ・東日本大震災復興交付金交付申請等要領
- ・東日本大震災復興交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領
- ・東日本大震災復興交付金基金交付申請等要領
- ・福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付申請等要領（国土交通省）
- ・福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付申請等要領（国土交通省）
- ・生活拠点形成事業等（福島再生加速化交付金）の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分基準等要領
- ・福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付申請等要領（国土交通省）
- ・福島定住等緊急支援事業等（福島再生加速化交付金）の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分基準等要領
- ・福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付申請等要領（国土交通省）
- ・福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付申請等要領（国土交通省）
- ・帰還環境整備事業等（福島再生加速化交付金）の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分基準等要領